

令和7年度 熊本県子育て支援員研修 利用者支援事業・基本型コース

受講者 募集

令和6年より改正児童福祉法が施行され、子育て世帯に対して包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充が求められております。

市町村においては、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的な相談支援を行う機能を有する機関（子ども家庭センター）の設置に努めることが求められておりますが、それと並行してもっと身近で相談できる機関（地域子育て相談機関）の設置も求められております。

地域子育て相談機関では利用者支援事業・基本型の原則配置が求められておりますが、現状では体制の整備が難しい状況かと存じます。

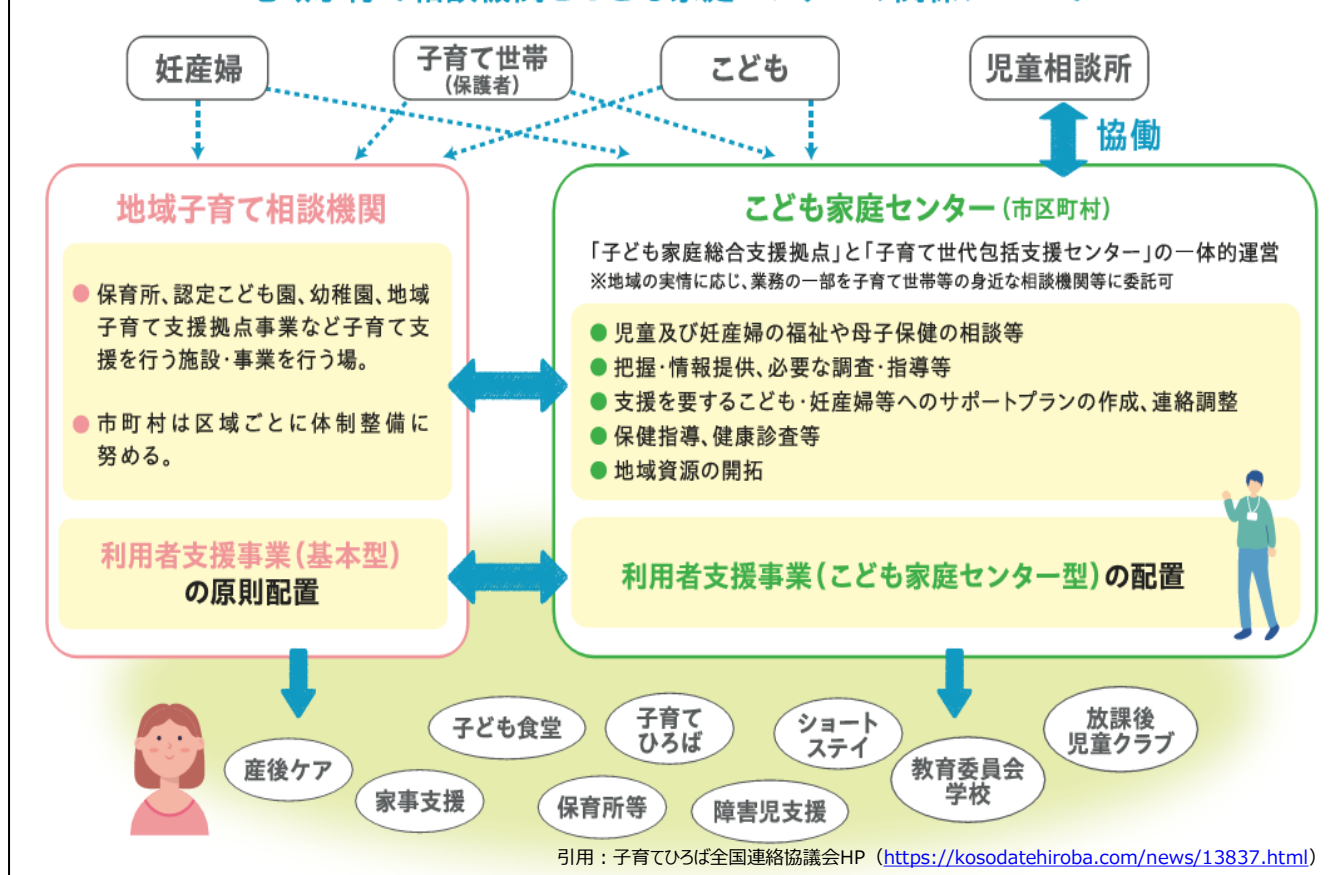
この度、当財団では熊本県から委託を受け「熊本県子育て支援員研修」を実施いたします。利用者支援事業・基本型コースの講師には制度設計にも深く携わられた「子育てひろば全国連絡協議会」の奥山理事長にご登壇いただき、本制度の趣旨、内容を細かくご講義いただきます。是非この機会に配置を考えておられる職員の方に、ご受講をお勧め願います。

申込受付期間
10月20日（月）まで

基本研修（動画配信）
10月27日（月）
～
11月9日（日）

利用者支援事業（基本型）
（Zoom研修）
1日目 1月8日（木）
2日目 1月9日（金）

地域子育て相談機関と子ども家庭センターの関係について



引用：子育てひろば全国連絡協議会HP（<https://kosodatehiroba.com/news/13837.html>）

